

明治期の横浜と「伝染病」

神奈川県立港南台高校 新谷 桂

一 はじめに

幕末以来の不平等条約の弊害の一つとして、ノルマントン号事件以外では、不平等条約がもたらした検疫制度の不備をあげることができる。明治期のコレラ等伝染病の猛威の原因には、「公衆衛生の立ち遅れだけでなく、予防のための船舶検疫が外国公使らの反対で実施できなかったことがある」という指摘である。

本報告では、①治外法権と領事裁判権との差は何か、②なぜ列強は治外法権の撤廃あるいは日本の検疫制度導入に抵抗したのか、という点を踏まえながら、最後に③検疫の実施と伝染病患者数・死者数との間の関係はどれほどあるのか、という点について考えてゆきたい。

二 一八七七（明治十）年のコレラ流行

(一) 内務省衛生局長長与専斎の危惧

この年七月長与専斎は、中国南部のアモイ地方でコレラによる千六百名の死者が出たことを聞き、外務卿寺島宗則を通じて外国船舶への検疫を実施しようとしたが、条約改正に反対していた英国公使のパークスらはその必要なしと主張したため、実現ができなかった。しかし長与は神奈川・兵庫・長崎の三県に避病院の建設を指示し、神奈川県ではこれを受けて、太田避病院（現南区三春台）と富岡避病院（現金沢区富岡）を九月下旬に完成させることになる。

(二) 横浜居留地一八四番米商会茶再製工場

西南戦争も終わりに近づいた九月八日、神奈川狹師町（現東神奈川付近）の主婦（五三歳）ら四名が急にコレラになり、野毛山にあった県立十全病院（現横浜市立大医学部）の日本人医師の一七日の報告では、発病者二九名（死亡九名）という猛威を奮い始めたのであった。『横浜日日新聞』や外務省外交史料館『虎列刺病予防法施行関係書類』によると、事の起りは「横浜居留地一八四番の米国商会の茶再製工場（現中区区役所）の雇用人女性（複数）が、職場の便所の近くにある井戸水を飲んだため」らしい。工場経営のウォルシュホール商会が商品を扱っていた中国からの伝染ルートであることはまちがいないようである。

患者は十全病院の他に、九月下旬に完成した太田避病院と富岡避病院に収容された。

(三) 帰還兵士の無念

さらに長崎でもほぼ同時に英国軍艦の水夫らがコレラを発病し、長崎市内を経て、鹿児島に飛び火した。

九月二四日に戦争は終わるのだが、その帰還兵士がこの病を全国に拡散させた。神戸で医官が汚染地から将兵の上陸を禁止しようとしたのだが、彼らは医官を罵り銃で脅しつつ、先を争って船を下り、英国公使館も、寺島宗則外務卿に、統制不能の兵士たちへの厳格な命令とその隔離を催促するほどであった。一〇月四日になって政府が、兵士の移動を禁止したところには、東海道本線に沿ってコレラが東上し、すべては後の祭りになってしまったようである。

さらに海路帰京する兵士にも、横須賀沖で検疫を実施し始めるのだが、一〇月二〇日、和歌浦丸から一〇〇余名中四〇名程の患者、

東海丸にも四〇〇名中三一名の患者が出て、直前に設けられた陸軍避病院（三浦郡浦郷村字鋭切・現横須賀市追浜付近）に収容された。そして士族から選抜された「新撰旅団」中心に多くの死者が出てしまった。この時の犠牲者で遺骨の引き取り手がなかった人々の墓が、今でも官修墳墓として、横須賀市浦郷地区に残っている。



もちろん外国人居留地にもコレラの被害は出ていた。九月末から一〇月一〇日までで患者一〇名（死者四名）というのは、欧米人口一三〇〇人ほどの地区としては多い方だろう。また欧米人専用の避病院には「各国痘瘡病院」Smallpox Hospital 山手七六番地（現元町公園わき）が存在していた。

結局この年は、横浜市七二〇名・神奈川県一一五〇名・全国一三〇八六名の死者が出た。当時の横浜市は人口四万人ほどで、全国人口の〇・一五パーセントたらずであったが、全国死者の五、二パーセントを出している。

三 一八七九（明治十二）年のコレラ流行

（一）「横浜の不完全で劣悪な上下水道が原因で、恐るべき伝染病の来襲が切迫している」

当時お雇い外国人であったオランダ人ヘルツ（ゲールツ）は一月三〇日の講演で、このように述べている。（横浜開港資料館『横浜水道関係資料』）

一 昨年猛威を振るったコレラは、翌年も西日本を中心にとどま

患者の発生があったようである。そして一八七九年三月、愛媛県（現松山市）から数箇所ほぼ同時に発生したコレラは、保菌者が潜在し「外国からの旅客による伝播」ではなく、「腐敗した食品、暴飲暴食」（『検疫制度百年史』厚生省公衆衛生局 一九八〇）にあったようである。この後大阪・兵庫で大きな被害が出て、六月には神奈川・東京に伝わり、明治に入って最大の流行となった。

このような情勢の中「虎列刺病仮予防規則」（太政官布告）の公布が六月二七日になされ、七月三日「流行の港（神戸・大阪を含め筆者注）から来た、または航海中流行の地方へ立ち寄った船舶は、東京湾に入船する前に、十日間長浦（横須賀市）避病港へ滞泊すること」が寺島外務卿から各国公使へ通知された。

（二）「三菱汽船 玄海丸」

同日の『横浜毎日新聞』を見ると、コレラ流行地の神戸から横浜を目指していた三菱汽船「玄海丸」（一〇八四トン・三〇〇馬力）が、規則通り長浦で停船していることがわかる。しかしこの二日後、米国公使ビンハムから寺島に抗議が出された。「駐神戸領事が、玄海丸乗船のまま消毒所に引留されている。検疫員長シモンズからも、コレラ病あるいは類似の徴候なしという報告がある。次の公務もあるので大変困っている」。これに対し、九日、寺島はビンハムに「検疫医員が検査の上、航海中に患者がなかった船舶は、有病の港を出港してから七日経過したら入港を許可する」と返答し、この日午後五時に玄海丸は横浜に入港している。ただ「長浦消毒所から抜け帰ろうとする者が多くいて、船客の中で特に〇〇などはしばしば上陸しているらしい。政府御保護の丁寧なことよ。何と随意な〇〇なのだろう」という六日付けの『横浜毎日新聞』の記事が興味深い。

玄海丸事件はこれだけでは終わらなかつたのである。

(三)「ドイツ汽船 ヘスペリア号」

「虎列刺病仮予防規則」の規則通り一日、神戸からのドイツ汽船「ヘスペリア号」も長浦に回航されたが、今度はこれに同国弁理公使アイゼンデッヘルが異議を唱えた。寺島に対し、公使館付一等軍医グツヒョウ（横浜独逸海軍病院医員長）を出張させ、独自に調査の意向を示したのである。

さらに翌日、英国が続く。パークス公使は主張する「虎列刺病仮規則は不備」の理由として、①「検疫施行の全権にわずか一人検医員にまかされていて、検疫所に必要な衛生委員の編成も記載がない、②病気の徴候ない船の取扱いとすでに発病している船のそれとの差がない、③検疫中発病の船の差留日数に關しても別段記載がない、などを挙げている。さらに玄海丸に乗っていた英人二人からの報告をも引用し「(差留日数が延び、積んでいた)牛馬が食物欠乏して倒れても取捨おかれて、船中悪臭をかもし、病芽を養成しそうな様子だった」「長浦海岸への上陸を禁じているにもかかわらず、陸軍の鳥尾小弥太中将は勝手に上陸したり、また三菱汽船の岩崎氏家族らは小蒸氣に乗り去っていった」と厳しい指摘である。

同月一二日、独公使アイゼンデッヘルも追い討ちをかける。「虎列刺病仮規則は不備」の理由は英国とほぼ同様であるが、ヘスペリア号に關しては、出張させた軍医グツヒョウの報告「積荷や食料、水には問題ない。(むしろ)消毒所のある日本船や吏員および陸上との交通をするほうが、船中にコレラを移すおそれがある」や船長の弁明も引用している。とうとう三回目のドイツの通告は一日午後二時「もはや三日半、検疫を受けたからには、今から船の目する

横浜に向け出港しよう申し渡した」というもので、ヘスペリア号は砲艦ウルフとともに自主出港し、同日午後一時横浜港に入港してしまつた。この日本の法律無視に關する二二日の独公使の見解は「現行の国約に拠ると、ドイツ船舶に対する行政権はドイツの官吏にある」というものであつた。

もちろん寺島も黙っていたわけではなく、三〇日に反論し、「(先日の独公使の見解は)現行条約および万国広報に違背するもので承認し難い。治外保護の特典を有する者といつてもその駐割の国で行われている地方警察規則を遵守すべきは勿論の事で、日独現行の条約によつて日本の法権のある部分を、独領事に譲与しているといつても、独官吏が日本の行政の権域に立入る事までは不可能であることは、閣下も承知していられることであらう」と返している。

この間立法による対応は、「海港虎列刺病伝染予防規則」が七月四日(現検疫記念日)に公布されたのに続いて、内務省に新たに設置された「中央衛生会」の審議を経て、「検疫停船規則」が七月二二日に出された(停船期間を七日間に短縮)。神奈川県と長崎県には地方検疫局が設置され(二八日)、委員長の県令野村靖以下委員、司業師・化学士ヘルツら委員九名・書記四名・助手九名計二四名 日本人医師と委員代理の書記一名は五日交代で審船に出張することになり、「見張り船の東艦あづまと天城艦は猿島付近に投錨し観音崎付近を監視、入港する船があれば(長浦に)出張中の検疫委員に報告する。委員は十馬力の小蒸氣で、該当する船に向かう。船内を消毒する時は五十倍の石炭酸水を撒布、石灰を用いて洗淨、亜硫酸ガスで燻蒸。ただしこれらの作業は化学士が行う」(「日本コレラ史」山本俊一 東京大学出版会 一九八二)

しかしやはりパークスは、「流行地から来た船でも検査をして異常のないなら消毒などせず、すぐに上陸を許可すべき。英国法廷では英国法律でないと適用できないので、英国人に檢疫規則を守らせるには英国の規則でないと不可」と反対し続けた。

最終的に神奈川と長崎の地方検疫局による停船・消毒の業務は、横浜・長崎両港がコレラに汚染されたために意義を失って、八月二十五日に中止されたようである。そしてその二週間後、寺島外務卿は辞任をしている。理由としては、英国人ハルトリ（ハートレー）の阿片密輸入事件（「薬用阿片だから合法」と領事裁判で主張、無罪判決が一八七八年二月に出していた。むろん日英修好通商条約には、阿片の用途による区別はなかった！筆者注）と船舶檢疫が実施できなかったこと、ともに治外法権の件であろう。税権回復交渉に熱心だった寺島には皮肉な結果になったものである。

(四) 船舶檢疫だけが予防手段か

この年、横浜市八二二名・県二二五〇名・全国一六万二六三七名の死者が出ているが、七七年の流行と違い、横浜港から直接広がったわけではないので、二年前に比べ全国の死者が一・二倍になったのにもかかわらず、県全体では二倍弱、市では一割増加という状況である。

この間の市中の様子は八月の時点で新患者二四名、治療中六五名。神奈川県は避病院の増設をはかり、「和泉町（現南区浦舟四丁目・現横浜市立大学附属浦舟病院）」、神奈川（橘樹郡青木町字北三ツ沢）だけでなく、郷戸（三浦郡）、小田原（足柄下郡）にも設けたが、重症者は太田の避病院へ送られた模様である。

さらに神奈川県は、地方衛生会の活動として、県令野村靖以下内

外国人衛生技師・医学者・開業医など九人が、八月一日の第一回会議以来、一〇月二十九日まで二三回会合を持った。そこでは、便所、上下水道の整備によって市内の衛生状態を改善することが急務と考えられた。そしてこの市内衛生検査の結果が判明したのが、翌一八八〇年一月であった。

二区 中村川・大岡川両運河間に位置する地区 責任者 蘭人ヘールツ

(中村川の西部・大岡川の東部の町) の戸別衛生検査報告

- ・土地は低く、沼地が多い 沖積地の性質の強い点で最悪の町は福富町、長者町など
- ・土地の乾燥度、清潔度、衛生状態の点で不完全
- ・住宅からの生ゴミが放置されたままのものが目立つ
- ・便所の数は四一―五箇所 ①陶器のカメを使用 一四
- ・(このうち清潔なもの九) ②木の樽・箱を使用四千百一
- ・(うち清潔なもの一一 要するに〇.三%)
- ・飲用に適する井戸は皆無

一区 大岡川・桜川の北部の町 責任者 英人 ウィーラー

- ・山手以外の居留地(現山下町) 関内・桜木町近辺
- ・居留地の飲用井戸 一六二 清潔なもの九一 (五割強)
- ・日本人町の飲用井戸一五三 清潔なもの五三 (三割強)
- ・この地区の便所 四六二二 清潔なもの四二五 (一割弱)
- ・台所の残り物が裏庭などに放置されたままのものが目立ち、最も汚いのが桜木町・橘町など

四区 堀川・中村川の東の町 責任者 独人 グツヒヨウ

・山手の居留地 元町・石川町など

・日本人町の井戸五九八 うち飲用に適するものは二五六

(四割強)

結論

一、家屋は高い土台の上につくること。屋内の下水溜めは不可。
二、家からのゴミを放置しない。 三、便所を清潔に保つ。

四、飲用に適さない井戸は使用しない。

五、下水設備として木製の溝は不可。

(五) 上水道が優先か、それとも下水道か？

その後一八八一年六月には、在横浜外国人居留団から「鉄管」による水道建設の陳情が、パークス経由で井上外務卿に届いた。従来のも多摩川からの木樋による水道は、一八七三年にできたもので、木樋の割れ目から塩水や汚水が混ざる状態であったからである。そこで日本滞在中の英国人パーマーは、井上の依頼で横浜水道計画書を立案、さらに彼が工事監督者となって、一八八五年から二年の歳月をかけ横浜水道は完成したのであった。

また下水道も一八七一年に完工した細い陶製のものであったが、排水量が下水管の容量を上回り、各戸より出る汚水に混入した種々の固形物によりしばしば下水管が詰まり、下水道では汚れの排除が不可能な状態となっていた。そこで神奈川県は一八八一年には、三田善太郎技師の設計により、煉瓦で作った卵型の下水管に換え、六年後に完工した。また日本人が住む関内や元町にも下水道を整備した。

一八八七年、内務省の中央衛生会では「上水優先、下水排除」という、つまり下水道は後回しという結論が出た。理由は①水道料収入が期待できない。②ヨーロッパでも下水道優先論は下火になっている。(西欧でもコレラの流行の際に、上下どちらを優先すべきか、英国やドイツの学者間で論戦が行われ、結局上水道優先派が勝利をおさめていた)

③尿尿は日本農業にとって貴重な肥料である、ということであった。この前後でコレラの第六次流行(一八八二年)、第七次流行(一八八八年)という出来事もあった。

四 その後

(一) 悲願の条約改正成功・領事裁判権撤廃までの長い道

一八八七年、中国七箇所・朝鮮三箇所の日本領事館は船舶への健康証明書の発行をすることになったが、船に流行病感染者がいる場合。また出港した地方、近隣地方で伝染病が流行している場合には発行不可という条件であった。

だが一八八八年一月、英国船「ベルヂック号」事件が起きた。香港から清国人三四〇名を乗せ、サンフランシスコに向かう途中一五日に横浜に寄航したのだが、一七日天然痘患者が出たので、市内の中国避病院(一八八二年設立、現南区中村町にあった)に入院させたのだが、船長から日本側への届出が全くなかったのである。

その三年後の一八九一年、「海外諸港より来る船舶に対し検疫の件」が公布された。これはシャム国・マラッカ地方にコレラが流行した時、「流行地以外でも内相が指定した港から来た船に対して実施する」という主旨で、虎列刺病流行地經由の船舶に対し、検疫実施に関し通達したのだが、例によって英国は、「検疫規則の制定や

表1 1891年に検疫を受けた船舶

	日本	英国	米国	オランダ	ドイツ	ロシア	外国船 合計	総計
横浜	6	33	4	4	8	1	50	56
神戸	4	?	?	?	?	?	22	26
	10	?	?	?	?	?	72	82

規則の変更は、事前に日本の外相が公使に通知し、英国民による遵守を要請すべき、その後英国民にその規則を遵守するために必要な告示、規則を發布する」という主張を曲げなかった。これに対し外務大臣榎本武揚は、「外国人に許すの特典は当然一定の要件に基づいている。即ちすでに特典の利益を享有している者は、必ず日本の法律及び規則を遵守し、あえて違背しないということは、その特典の享有に当然附帯している要件である。だから特典の享有者なのに、この要件に異議を唱えるようなことがあれば、日本政府は、自由にその附与した特典を取上げることが可能になるであろう」と述べている。

(二) 長浜検疫所と「伝染病予防法」

一八九五年長浦消毒所が、海軍用地の確保のため、久良岐郡金沢村^{あきは}柴(現金沢区長浜)に移転した。敷地一万四三七〇坪余、建築物二二四四坪、棟数三八、海中に二二〇間の防波堤その内に六五間の本造棧橋を架して船客や貨物の陸揚の便に供し、上等船客用には一四棟の停留室、下等船客用には一〇〇人収容の停留室それにそれぞれ男女浴場、化粧室を附し、その他消毒施設はもちろん食堂、談話室、伝染病院、火葬場まで設けて、工事費約一〇万円をかけ完成

したのである。さらに三月内務省所轄の六箇所の消毒所は検疫所と改称された。

一八九七年公布された「伝染病予防法」では、従来のコレラ・赤痢・腸チフスなど六種に、新たにペスト・しゅう紅熱が加わった。この法律は修正を加えられながら、なんと一九九九年に「新感染症法」ができるまで継続したのである。

(三) 「海港検疫法」とコレラの激減

一八九九年四月長浜検疫所は横浜開港検疫所長浜措置場」と改称されたが、その前の二月に公布された「海港検疫法」は、八月から実施された。内容は①海外諸港及び台湾より来航する船舶が対象、②検疫を受け許可証を得るまでは入港、陸地又は他船との交通、船客、乗組員の上陸、物件の陸揚げを禁じる、③内務省海港検疫所を横浜・神戸・長崎・口之津に設置、④対象はコレラ・ペスト・黄熱病・痘瘡・しゅう紅熱、⑤現に伝染病の死者のあるもの、航海中伝染病の死者のあるもの、伝染病流行地を發したまたはその地を経て来航し、もしくは伝染病毒に汚染したる船舶と交通したものは所定の検疫信号を掲げること、⑥病状診定上必要がある場合二日以内の停船を命じること。停留日数はコレラ・黄熱病は五日、ペストは七日。

表2 「コレラの激減」『医制百年史』(1976)より作成

	患者数(人)	死者数(人)	致命率(%)
1877~1898 年の平均	24,571	16,404	59.0
1900~1912 年の平均	1,680	935	53.2

(四) ペストの侵入

一八九九年六月、長浜措置場に赴任したばかりの野口英世検査官補は、清国人のペスト患者を発見した。さらにその五ヵ月後、台湾帰りの日本人男性が広島で死亡した。これが国内初のペスト患者である。この後、神戸で患者二三名（うち死亡二九名）、大阪で患者四四名（うち死亡四一名）、すぐに内務省令でペスト媒介の恐れのある古綿・古着の輸出禁止、さらに家鼠の駆除、船舶の除鼠が行われた。

さらに神奈川県第一号の患者・死者が出たのは、その三年後の一月であった。横浜市海岸通港請負人紹介業の長女が翌日死亡、海岸通一八七戸一〇〇〇余名の居住地焼き払いが月末に強行された。ペスト患者の市内最後の例は一九二六年で、これは国内でも最後であった。

表3 『横浜疫病史—万治病院の百十年』より作成

	ペスト全国患者数	死亡数	万治病院患者数	同死亡数
1900	168	122	0	0
1901	3	3	0	0
1902	14	10	7	4
1903	58	39	24	15
1904	1	1	1	0
1905	282	107	0	0
1906	498	157	0	0
1907	646	320	4	3
1908	347	159	0	0
1909	389	237	14	8
1910	49	22	0	0
1911	0	0	0	0
1912	0	0	0	0

五 まとめ

(一) 治外法権と領事裁判権との差は何か。

欧米列強は、従来のオスマン・トルコやペルシア・清と同様に治外法権の一部でも特典として得ると、それを拡大解釈し、その国内法の遵守も無視する傾向があったようである。日本でも領事裁判権の容認・片務的最恵国待遇の附与が、一方的に拡大解釈され、今まで見てきたように、特に英国やドイツの態度にそれが現れてい

(二) なぜ列強は治外法権の撤廃あるいは船舶検査に抵抗したのか。

既得権の放棄を嫌ったことは言うまでもないが、彼らによる領事裁判権への固執は、やはり西歐式の法体系の未整備が根本的な原因であろう。また検査制度導入に関しては、彼らの側から日本の検査技術への不信任感、それ以上に上下水道の未整備など日本の衛生状態の劣悪さがしばしば指摘されている。たとえ検査を行っても効果は薄いという判断であろうか。逆の言い方をすれば、一九世紀の末に、日本が検査制度を有効化できた要因としては、近代的な国内諸法の整備が間接的に役立ったこと以外に、国内の衛生状態の意欲的な改善があったことが大きかったのではないだろうか。

(三) 検査の実施と伝染病患者数・死者数との間の関係はどれほどあったのか。

表2を見ても明らかだが、コレラの激減に関しては、検査制度の有効化は相当効果があったろう。だが、ペストに関してはむしろ制度開始から一〇年以内に大流行があったのである。行政も鼠の買い上げ等さまざまな方法でそれに対処したが、やはり国内の衛生状態の改善が最も効果的な処方箋であったのではなからうか。今回は触れ

る機会がなかったが小学校での衛生教育や民間による衛生に関する社会教育も地味ながら実を結んでいったようである。

参考 「小学校令（明治23年勅令第215号）」

この勅令は、明治23年10月7日に公布された

第十四条 小学校ノ休業ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超エサルモノトス但徒弟学校実業補習学校補習科等ニ就キテハ此限ニ在ラス

2 特別ノ事情アルトキハ府県知事ニ於テ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ前項ニ依ラサルコトヲ得

3 伝染病ノ流行其他非常変災アルトキハ市内ニ在ル小学校ニ就キテハ府県知事町村内ニ在ル小学校ニ就キテハ郡長ニ於テ一時之ヲ閉サシムヘシ其急迫ナル場合ニ於テハ市町村長ニ於テモ亦之ヲ閉ツルコトヲ得

第二十三条 伝染病若クハ厭悪スヘキ疾病ニ罹ル兒童又ハ一家中ニ伝染病者アル兒童又ハ不良ノ行為アル兒童又ハ課業ニ堪ヘサル兒童等ハ小学校ニ出席スルコトヲ許サス

2 前項ニ関スル規則ハ府県知事之ヲ定ム

〈参考文献〉

- | | | |
|---------------------------|---------|------|
| 立川昭二『病気の社会史』 | NHKブックス | 一九七一 |
| 山本俊一『日本コレラ史』 | 東京大学出版会 | 一九八二 |
| 厚生省医務局編『医制百年史』 | ぎょうせい | 一九七六 |
| 厚生省公衆衛生局編『検疫制度百年史』 | ぎょうせい | 一九八〇 |
| 樋口次郎編訳『横浜水道関係資料』 | 横浜開港資料館 | 一九八七 |
| 樋口次郎『祖父パーマー』 | 有隣堂 | 一九九八 |
| 外務省外交史料館『日本外交文書』 | | |
| 外務省外交史料館『虎列刺病予防法施行関係書類』ほか | | |

『横浜毎日新聞』